

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千百三十二号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月五日

農林水産大臣 鈴木 寛和

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31816号 令和8年8月5日	Oryza sativa L.	シャインパール	福井県 福井県福井市大手3丁目 17番1号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

第31818号 令和8年8月5日	Solanum tuberosum L.	ときすばる	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号 31番地4	〃	〃
第31819号 令和8年8月5日	Tulipa L.	はる 春のあかり	富山県 富山県富山市新総曲輪1 番7号	〃	〃